

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏名 倉 重 龍 輔	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 ベルギー王国 ルーヴェン・カトリック大学
提出書面 平成26年6月3日付報告書簡（別紙1〈判例紹介〉, 2〈刑務所訪問報告〉）		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月7日～平成26年6月3日）		
平成26年5月 8日	NGO団体Suggnome訪問（修復的司法）	
12日	面談（ベルギー選挙）	
13日	面談（国際仲裁法）	
14日	欧州司法裁判所訪問（別途報告済み）	
17日	EU理事会, 委員会, 議会訪問（EU法立法過程）	
19日	Hasselt刑務所職員面談（修復的司法）	
22日	Tongeren少年刑務所訪問（修復的司法）	
25日	ベルギー統一選挙	
27日	訪問（陪審裁判手続一般）	
6月 2日	「欧州各国における修復的司法に関する裁判官及び検察官のトレーニング」に関するEU主催の学会参加・日本の刑事司法及び少年司法を報告	
キーワード 欧州司法裁判所の判決紹介 刑務所訪問 学会参加		

平成26年6月3日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡。(第9回)

第1 はじめに

大学の講義期間が終了したため、現在は自身の研究を中心に、表紙記載のとおり、インタビュー、施設への訪問、学会での報告等を行っている。

5月25日に行われた国政選挙では、前回選挙で第一党となった新フランドル同盟（ベルギー分割論者）が前回以上の票を集めて再び第一党になった。おそらく、今回も同党が連立政権に加わることはないと思うが、今後の行方が注目される。連立政権成立の見通しが立ち次第、別途報告する予定である。

第2 欧州司法裁判所のいわゆるグーグル判決について

欧州司法裁判所は、5月13日、スペインからの付託に対する先決裁定判決を出した。これは、特定の条件下で、グーグル等の検索エンジン提供者が、個人名での検索結果一覧の中から特定のウェブページへのリンクが表示されないようにする義務を負うことを判示したものであり、日本でも、「忘れられる権利」を認める判決として広く報道された。我が国の民事訴訟実務においても参考になる点があると思われるため、判決の詳細を別紙1で報告する。

第3 ベルギー王国刑務所

少年事件担当時に少年院を訪れた際、院長から、在院少年の中に被害者への弁償意欲を持っているがどうしていいかわからず悩んでいる者が複数いるとの話を聞いた。当時からなんとかしたいと思っていたところ、ベルギーでは、刑

務所、少年院の中でも被害者加害者対話手続等の修復的司法サービスを提供しているとの情報を得たため、興味を持った。外国人である当職が刑務所と接触するのはかなり難しいと思っていたが、フランダース政府に依頼してみたところ、Hasselt 刑務所の刑務官との面談が実現した。殺人や性犯罪に関する実刑判決後に対話手続を行った事例等、非常に貴重な話を聞くことができた。

また、アントワープ控訴院の[REDACTED]から、Tongeren 少年刑務所に行く用事があるため、一緒に行かないかという誘いを受け、同行した。実際には、当職のためにわざわざ企画してくれたことが後でわかり、感激した。当職も、外国からの法学徒を受け入れた際にはできる限りのことをしたい。刑務所訪問の体験は非常に貴重な経験であったので、別紙2として報告する。

なお、6月10日には、同裁判官とともに開所したばかりの Bebelin 刑務所にも訪問することになった。同刑務所は、開所直前の本年3月に、裁判官、検察官、刑務所長、法務省矯正局長らを週末に模擬収容するという活動を行ったことで有名である。内容については、後日、別途報告する。

第4 学会参加

EU主催の「欧州各国における修復的司法に関する裁判官及び検察官のトレーニング」をテーマにした学会に参加した。修復的司法を巡るEUの情勢については最終的に論文として報告する予定である。

当職は、日本の現状を報告する時間をいただいたため、まず、日本における修復的司法の状況を文化的、制度的背景とともに説明した上で（修復的司法の提唱者の一人であるハワード・ゼアは、日本では、捜査当初から自白し反省の情を示すことが多く、示談交渉を行った上で、微罪処分、起訴猶予、執行猶予として処理されているという状況を指摘して、日本型の修復的司法と評価している。）、それにもかかわらず、当職が個人的に被害者加害者対話手続等に可能性を感じている理由（直接対話を通じた教育的効果等）を説明した。

以上

(別紙1)

欧州司法裁判所裁判例報告

平成26年6月3日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

欧州司法裁判 (the Court of Justice) は、平成26年5月13日、先決付託事件 (C131/12) について先決裁定判決を出しました。同判決は、我が国でも、インターネット上で「忘れられる権利」を認めた判決として報道されていたため、下記のとおり、その詳細を報告します。

記

第1 はじめに

1 判決の概要

欧州司法裁判所の報道発表資料 (70/14) の見出しは、同判決の重要部分を以下のように要約している。

「検索エンジンの提供者は、第三者作成のウェブページ上の個人情報に関する情報処理について責任を負う。したがって、もし個人名によるウェブ検索の結果にある人物の個人情報を含むウェブページへのリンクが表示されるのであれば、当該情報主体は、検索エンジン提供者と直接交渉することができ、同提供者が要求を容れない場合には、監督官庁に対して、一定の条件の下で同リンクを検索結果から削除させることを求めることができる。」

2 EUの司法制度の概要

EUの司法は、欧州司法裁判所、総合裁判所 (the General Court) 及び専門

裁判所 (specialized courts) から構成される E U 司法裁判所 (the Court of Justice of the European Union) が司っており、同裁判所の目的は、「E U 条約及び E U 機能条約の解釈適用における法の遵守の確保」と定められている (E U 条約 19 条 1 項)。

欧州司法裁判所は、E U 司法裁判所内の終審裁判所であり、各 E U 加盟国 1 名ずつ合計 28 名の裁判官によって構成されている (E U 条約 19 条 2 項)。同裁判所は、E U 法の解釈適用に関し、加盟国裁判所の判決を覆す権限を有しているわけではなく、先決裁定という手続によって、E U 域内における E U 法の解釈適用を統一している (E U 機能条約 267 条 第 1 段 a)。すなわち、加盟国の裁判所は、その裁判のために E U 条約又は E U 機能条約の解釈に関する決定が必要であると考える場合は欧州司法裁判所に対して同事項の先決裁定を付託することができ (同条第 2 段)、もしその裁判所が同国内における終審裁判所である場合には、先決付託は義務的になるとされている (同条第 3 段)。具体的には、各加盟国の裁判所から欧州司法裁判所に対して解釈に関する質問事項が送付され、欧州司法裁判所がそれに答える裁定判決を下すという形式になっている。

本件判決は、スペインの裁判所からの付託に対する先決裁定判決である。

第 2 基本事件の事案の概要

1 行政機関への苦情申立て

スペイン国民である G 氏は、2010 年 3 月 5 日 (「第 2」内では西暦表記を用いる。)、スペイン情報保護機関に対し、同国内で日刊新聞を発行する V 社並びに Google Spain 及び Google Inc. (以下、併せて「グーグル」という。) に対する苦情を申し立てた。当該苦情は、グーグルの検索システム (グーグル検索) で彼の名前を検索すると、結果画面に V 社の 1998 年 1 月及び 3 月の紙面へのリンクが表示されるところ、それら紙面には、以前 G 氏が負っていた社会保障費返還債務のための不動産競売手続の広報が掲載されているという事

実に関するものであった。

同申立てにおいて、G氏は、V社に対し、当該ページをG氏の個人情報が表示されないように変更又は削除すること、若しくは、個人情報保護のための方策を施すことのいずれかを求めた。また、グーグルに対しては、G氏の氏名による検索結果の中にV社の情報やリンクが表示さないようにG氏の個人情報を削除又は閲覧不能にすることを求めた。G氏は、当該競売手続は既に完全に解決されたものであり、現時点で、当該情報には何の価値もないと主張した。

2 行政機関の判断

スペイン情報保護機関は、2010年3月5日、G氏の申立てに対する判断を下し、まず、V社に対する申立てについては、当該競売に係る報道は、可能な限り多くの入札者を集めるための厚生労働省の命令に従ってなされた適法なものであるとして、G氏の求めに応じなかった。

一方、グーグルに対する申立てに関しては理由あるものとし、AEPDは、グーグルに対し、当該情報を閲覧結果から削除し、将来的にその情報にアクセスできないようにするため必要な手段をとるように求めた。同機関は、検索エンジン提供者は、そのサービスに責任を持ち、情報の仲介者としての役割を果たす以上、情報保護法制に従わなくてはならないと述べた、また、同機関は、当該個人情報の保存や拡散が広い意味で個人の基本権や尊厳（当該情報を第三者に知られたくないという情報主体の単なる希望も含む。）を毀損し得るものであるなら、当該情報主体は、個人情報の削除やアクセスの禁止を要求する権利を有すると述べた。さらに、仮に元のウェブサイトの個人情報が消去される必要がない場合であっても（当該記載が法律の根拠を有するものであったとしても）、検索エンジン提供者の義務に影響を与えるものでないと述べた。

3 基本事件の開始

グーグルは、AEPDの決定は取り消されるべきであるとして、スペイン高等裁判所に対し、それぞれ訴訟を提起したところ、両事件は併合された。

同裁判所は、当該事件では、インターネット上で自身に関する特定の情報が扱われることを望まない者の個人情報保護のため、検索エンジンの提供者がいかなる義務を負っているかという点を検討する必要があるところ、当該争点は、スペイン情報保護法の基礎となっているEU指令1995第46号（以下「個人情報保護指令」という。）を同指令制定後の技術等との関係でどのように解釈すべきかとの点に帰着するため、EU法解釈の問題になると判断した。

4 本件で問題となるEU法

(1) 個人情報保護指令

インターネット上¹で入手した電子商取引実証推進協議会E COMのプライバシー問題検討ワーキング・グループ（主査：[REDACTED]，副主査：[REDACTED]）による翻訳を引用する。

第2条 定義

本指令の目的のために、以下のように用語の意味を定義する。

b 「個人データの処理」（処理）とは、自動的な手段であるかどうかに関わらず、個人データに対して行われる作業又は一連の作業を意味するものとする。これには、収集、記録、編成、保存、編集、変更、検索、参照、利用、もしくは移転、公開、その他の方法による開示、もしくは連結、ブロック化、消去又は破壊が含まれる。

d 「管理者」とは、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、政府機関、又はその他の全ての団体を意味するものとする。処理の目的及び手段が国家の又はECの法律や規則によって決定される場合には、国家又はECの法律は、管理者又はその指名に対する特定の基準を規定することができる。

第7条 （小見出しなし）

¹ [REDACTED]

加盟国は、個人データが以下の条件を満たす場合にのみ、処理されることを確保するものとする。

- a データの対象者が明確に合意を与えた場合
- b データの対象者が当事者である契約の履行のために、処理が必要な場合、又は、契約を締結する前に、データの対象者の要請による段階的作業のために処理が必要な場合
- c 管理者が従うべき法的義務のために、処理が必要な場合
- d データの対象者の重要な利益を保護するために、処理が必要な場合
- e 公衆の利益のために、もしくは管理者又はデータの開示の対象となる第三者に与えられている公的権限の行使による業務のために処理が必要である場合
- f 管理者、データ開示の対象となる第三者、又はその他の当事者の合法的な利益のために、処理が必要である場合。但し、第1条1項に従って保護が要求されるデータ対象者の利益、基本的人権及び自由が上記利益に優先する場合はこの限りではない

第12条 アクセス権

加盟国は全てのデータの対象者に対して、管理者から以下のことを取得する権利を保証するものとする。

- 2 然るべき場合には、特にデータの不完全又は不正確な性質を理由とする、処理が本指令の規定に従っていないデータの修正、消去又はブロック化。

第14条 データの対象者の拒否権

加盟国はデータの対象者に以下の権利を付与する。

- a 少なくとも第7条(c)及び(f)条に規定されている場合には、常に対象者に関するデータの処理に対する特別な状況に関して、強

制的かつ合法的に、拒絶する権利。但し、国内の法律に、反対の主旨の規定がある場合には、この限りではない。正当な拒絶があった場合には、管理者によって始められた処理に、もはやその個人のデータを含まることができない。

(2) 欧州人権憲章 (試訳)

第7条 私的生活及び家族生活の尊重

何人も、自身の私的及び家族生活、住居及びコミュニケーションを尊重される権利を有する。

第8条 個人情報の保護

- 1 何人も自身に関する個人情報が保護される権利を有する。
- 2 そのような情報は、公正に特定の目的のためだけに、当該情報主体の同意又は法に規定されたその他の適法な基礎に基づいて利用されなければならない。何人も、自己に関して収集された情報へのアクセス権を有し、その訂正権を有する。
- 3 これらの法が遵守されていることは、独立の機関によって監督されなければならない。

第3 先決付託事項

スペインの高等裁判所は、欧州司法裁判所に対し、要旨以下の3問の事項を先決付託することにした。

(1) 個人情報保護指令及びスペイン個人情報保護法の場所的適用範囲について
同点に関しては、我が国との関連性がないので詳述しない。

(2) 検索エンジン提供者の義務について

ア 検索エンジン提供者が行っている作業は、同指令2条bにいう「情報の処理」に該当するか。

イ 検索エンジン提供者は、同指令2条dにいう「管理者」に該当するか。

ウ スペイン情報保護機関は、同指令12条a及び14条bに基づく権利を

保護するため、当該個人情報を含む元のウェブサイト作成者に対して事前又は同時に当該情報の削除を求めることなく、グーグルに対し、直接第三者のウェブサイトに係る情報の削除を求めることができるか。

エ 検索エンジンの提供者の義務は、第三者作成のホームページが適法に個人情報を発行し、その情報が当該ページに維持されている場合には、削除の義務を免れるか。

- (3) 「忘れられる権利」に関し、同指令 12 条 b に規定されている消去権及びブロック権、同指令 14 条 1 項 a に規定されている異議権は、情報主体に対して、検索エンジンの提供者に対して、第三者作成のウェブサイトで発行された当該情報主体に関する情報の体系化を防止するため、そのような情報が、彼に偏見を生じさせるものであるとき、または、当該情報主体がその情報を忘れられたいときには、たとえその情報が適法に発行された場合であっても、権利行使できるものと解すべきか。

第 4 法務官の意見

本件の担当法務官は、上記各質問に対して、以下のように答えた（結論として G 氏による権利行使を否定）。

1 場所的適用範囲について

肯定（グーグルに対して個人情報保護指令の効力が及ぶ。）

2 検索エンジン提供者の義務について

(1) 検索エンジン提供者の活動は、同指令 2 条 b にいう「情報の処理」に該当する。

(2) しかしながら、検索エンジン提供者は、同指令 2 条 d にいう「管理者」には該当しない。

3 同指令 12 条 b の消去権及びブロック権並びに同指令 14 条 a の異議権は、情報主体に対して、検索エンジンに対して、あるウェブサイトの彼に関する情報が偏見を生じさせるものであるとか、彼がその情報を忘れられたいといった

理由で、第三者が適法に発行したウェブサイト上の個人情報とを体系化することに異議を述べる権利を与えるものではない。

第5 欧州司法裁判所の判断の概要

欧州司法裁判所は、判決において、法務官の意見とは異なり、結論的にG氏の権利行使を認める方向の先決裁定判決をした。

1 検索エンジン提供者の義務について（別紙1参照）

検索エンジン提供者による情報処理は、個人情報保護指令2条bにいう「情報の処理」に該当するとともに、検索エンジン提供者は同指令2条dにいう「管理者」に該当する。

2 場所的適用範囲について

肯定（同指令の効力はグーグルに及ぶ。）

3 検索エンジン提供者の削除義務について（別紙2参照）

同指令12条b及び14条1項aは、同条項の要件を満たす権利行使があった場合、検索エンジン提供者は、仮に元のウェブサイトの個人情報掲載が適法であり、あらかじめ又は同時に消去されないとしても、検索結果一覧から当該ウェブサイトへのリンクを消去する義務を負うものと解釈すべきである。

4 忘れられる権利について（別紙3参照）

同指令12条b及び14条1項aに基づく権利の有無を判断する場合には、特に、情報主体において、当該情報について、その時点でもはや個人名による検索結果表示画面でリンクされるべきでないと主張できる権利を有しているか否かという点で判断すべきであり、その権利を肯定するに際して、当該情報が情報主体に偏見を与えるようなものである必要はない。情報主体は、欧州人権憲章7条及び8条に基づく基本権の行使として、当該情報がもはや大衆に公開されないことを要求することができるのだから、これらの権利は、通常、検索エンジン提供者の経済的利益のみならず、個人名による検索によって当該情報にアクセスする利益をも上回る。しかし、情報主体が公的活動において果たし

ている役割等、特段の事情がある場合には、情報の権利の制限が、それを上回るインターネット利用者の当該情報にアクセスする利益によって正当化されることがある。

第6 本判決後の状況

1 グーグルの対応

平成26年5月31日付け日経新聞記事²によれば、グーグルは、同月30日、欧州の利用者を対象として、自身の名前による検索結果に含まれる情報の削除要請を受け付けるサービスを開始したとのことである。同記事によれば、アメリカでは、知る権利を重視するため、忘れられる権利に慎重な見方が強いそうである。

2 EUの今後について

欧州委員会は、平成24年1月25日、欧州議会及び理事会に対して、個人情報に関する個人の保護及びその流通の自由に関する規則案（情報保護基本規則案）を提出した。同規則案は、その17条で忘れられる権利を保障している。同規則案は現在審議中である。

（試訳）

第17条 忘れられる権利及び削除権

情報主体は、以下に述べる事由がある場合、特に情報主体が子供の時に収集された情報について、管理者に対し、自身に関する個人情報の削除を求める権利及びさらなる流通の防止を求める権利を有する。

- a 収集された目的との関係でもはや不要となっている情報又はその目的外で処理されている情報
- b 情報主体がその情報処理の基礎となっている本規則案6条1項aの同意を取り下げたとき、または、定められた保有期間を経過したときであって、他に情報処理の法的基礎がないとき

² http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM3100R_R30C14A5MM0000/

c 情報主体が，本規則案 19 条に基づいて個人情報の処理に異議を述べた場合

d その他の理由で，個人情報の処理が本規則案に適合していない場合

以上

(別紙 1)

検索エンジン提供者の義務について

(判決 21 ないし 40 項翻訳)

- 2 1 最初に検討すべき質問 2 a 及び b に関し、付託裁判所は、要するに、個人情報保護指令 2 条 b について、検索エンジン提供者が一定の規則で行う、第三者がインターネット上に発表した情報の発見、自動的なリスト化、一時的な記録、利用者への公表といった活動が、当該情報が個人情報を含む場合に、同条項にいう「個人情報の処理」に含まれると解釈すべきか否かということ进行を問うている。また、付託裁判所は、これに対する答えが肯定である場合、同指令 2 条 d について、検索エンジンの提供者が同条項にいう「個人情報の管理者」に当たると解すべきか否かをも質問している。
- 2 2 グーグルは、検索エンジンの活動は、個人情報もそれ以外の情報も何ら区別することなく扱うものであるため、検索結果に含まれる第三者のウェブページ上の個人情報について、「個人情報の処理」を行っているとみられないと主張した。さらに、仮にこれが個人情報の処理に含まれるとしても、検索エンジンの提供者は、当該情報の中身を認識していないし、それに対する管理もしていないのであるから、「管理者」には当たらないと述べた。
- 2 3 一方、G 氏、スペイン、イタリア、オーストリア及びポーランド政府並びに欧州委員会は、検索エンジン提供者の活動は、明確に個人情報保護指令がいうところの「個人情報の処理」を伴うものであり、それはウェブページ開設者の情報処理とは別の目的のために行われる別個のものであると述べた。また、検索エンジンの提供者は、自身が行っている情報の処理に関し、目的及び方法を決めているのであるから、「個人情報の管理者」に当たると述べた。
- 2 4 ギリシャ政府は、検索エンジン提供者の活動は「個人情報の処理」に当たりますが、検索エンジンは単に情報の仲介をしているにすぎないから、それが技術上

必要な期間を超えてキャッシュメモリ等に記録されている等の事情がない限り、「個人情報の管理者」とはいえないと述べた。

- 25 個人情報保護指令2条bは、「個人情報の処理」を、「自動的か否かを問わず、個人情報に関して行われる全ての操作又は複合的操作、例えば、収集、記録、編成、保存、編集、変更、参照、利用、又は、移動、公開、その他の方法による開示、連結、ブロック、消去、破壊をいう。」と定義している。
- 26 インターネットに関し、当裁判所は、既に、ウェブページ上の個人情報のローディングが、指令2条bのいうところの「情報の処理」に当たるとする判断をしている（C-101/01）。
- 27 基本事件で問題となっている活動に関する限り、検索エンジンによって発見され、編成され、記憶され、利用者に対して公開された情報に、特定個人又は特定可能な個人の情報、すなわち個人情報保護指令のいうところの「個人情報」が含まれていることは疑いない。
- 28 したがって、検索エンジンの提供者は、インターネット上で情報を自動的、継続的、機械的に探索することで、その体系化プログラムを通じて、情報を収集し、実質的に回収し、記録し、体系化し、サーバーに情報を記録し、検索結果一覧として、情報を公開し、利用者に利用させている。これらの各情報の操作は、個人情報保護指令の中で、明白かつ無条件に「個人情報の処理」に当たるものとして規定されているのであるから、たとえ検索エンジンの提供者が個人情報以外の情報にも同様の操作をしており、それらの扱いに差を設けていないとしても、これらの操作は、「個人情報の処理」に含まれるといえる。
- 29 前述の結論は、それらの情報が既にインターネット上で公開されており、検索エンジン提供者によって何ら改変されていないという事実によっても左右されない。
- 30 当裁判所は、以前、個人情報保護指令2条bにいう各操作はメディアによって既に全く同じ形で発表されている場合であっても個人情報の処理に該当す

るとの判断を示している。実際、この点に関し、一般的に、個人情報保護指令の適用除外を設けることは、同指令の影響力を大きく毀損することになる（C-73/07 参照）。

- 3 1 さらに、個人情報保護指令 2 条 b の定義をみると、個人情報の「変更」が同指令にいう個人情報の処理を構成することとされているものの、そこに規定されているその他の操作は、個人情報に対して変更を加えるようなものではない。
- 3 2 基本事件の対象となっている個人情報の処理の場面において検索エンジンの提供者が個人情報の「管理者」に当たるかという点に関して、同指令 2 条 d は、「管理者」を「単独又は協力して、個人情報の処理の目的及び方法を決定する自然人、法人、公的機関、政府機関又はその他全ての団体」と定義している。
- 3 3 検索エンジンの活動に関して、個人情報の処理のための目的及び方法を決めているのは検索エンジンの提供者であるから、提供者は 2 条 d にいうところの、「情報の管理者」に当たるといわなければならない。
- 3 4 さらに、文理解釈の点だけではなく、目的解釈からしても、同指令の目的が管理者概念を広く定義することによって同指令の効果及び情報主体の保護を徹底しようとするものであることに照らせば、検索エンジン提供者について、提供者が第三者のウェブページ上の個人情報に対して何らの操作をしていないという理由をもって「管理者」に当たらないと判断することはできない。
- 3 5 この関係で、検索エンジンにおける個人情報の処理は、インターネット上でのローディングに基づくものであり、元のサイトの開設者の処理とは区別され、また、付加的であることも指摘すべきである。
- 3 6 さらに、検索エンジンのこのような活動は、個人名による検索をしたインターネット利用者に対し、検索エンジンなしでは辿りつけないウェブページへのアクセスを可能にする点で、個人情報が世界中に拡散することに関して、重要な役割を担っている。
- 3 7 検索エンジンがインターネット上の情報アクセスを促進するために行ってい

る情報の体系化及び集積は、個人名で検索をしたインターネット利用者に対して、検索結果の一覧という形で情報主体についての詳細なプロフィールを提供する結果にもなっている。

- 38 このように、検索エンジンの活動は、プライバシー及び個人情報保護に関する基本権に対して重大な影響があり、かつ、それはウェブページ設置者が生じさせる影響に追加的なものであるから、検索エンジンの提供者は、当該活動の目的及び手段を決定し得る者として、その責任、権限及び能力の枠組内において、当該活動が、同指令による情報主体の保護を傷つけることなく、かつ、情報主体の特にプライバシーに関する保護が完全となるよう、同指令の要求水準を満たすものであることを確保しなければならない。

- 39 最後に、ウェブページ開設者が、"robot.txt"ファイル若しくは"noindex"タグ又は"noarchives"タグを用いることで当該ウェブページ上の全て又は一部を検索エンジンによる自動検索及び記録作業の対象外とする選択肢があるという事実は、ウェブページ作成者がそのような処理をしていないからといって、検索エンジン提供者が検索エンジンにおける個人情報の処理に関する責任を免れることを意味しない。

- 40 以上の次第で、質問2 a bに対する回答としては、同指令2条b及びdの解釈に関し、第1に、第三者によってアップロードされたインターネット上の情報の探索、その自動的な編纂、一時的な記録、一定の規則により体系化された検索結果の利用者への公表を含む検索エンジンの提供者の活動は、その対象に個人情報が含まれている場合には、同指令2条bにいうところの「個人情報の処理」に当たり、第2に、検索エンジンの提供者は、同指令2条dにいうところの管理者に該当するということになる。

(別紙 2)

検索エンジン提供者の削除義務について

(判決 6 2 項ないし 8 8 項翻訳)

- 6 2 質問 2 c 及び d によって、付託裁判所は、要するに、個人情報保護指令 1 2 条 b 及び 1 4 条第 1 項 a は、これらの条項で規定された権利行使の結果として、検索エンジンの提供者は、元のウェブページからあらかじめ又は同時に当該情報が削除されない場合であっても、また、そのページの情報の記載が適法である場合であっても、個人名に基づく検索結果の一覧から、第三者作成に係る同人の情報を含むウェブページへのリンクを削除しなければならないかを問うている。
- 6 3 この点に関し、グーグルは、当該ウェブページの作成者こそが、当該情報の公表に責任を有しており、当該情報の適法性を評価でき、最も効果的かつ最も制限的でない手段で情報へのアクセスを制限できるのだから、情報の消去の要求は当該ページの作成者に対してなされるべきであると主張する。また、検索エンジン提供者に対してその検索結果から公開されている情報を削除せよという要求は、ウェブページ作成者、利用者及び提供者の権利に影響を与えるものであるとも主張している。
- 6 4 オーストリアによれば、加盟国の監視機関は、当該情報があらかじめ不適法又は不正確と判明している場合、又は、情報主体が当該ウェブサイトの作成者に対して理由のある異議をしている場合にのみ、検索エンジン提供者に対して、第三者が発表した情報をファイルから削除するように命じられると主張している。
- 6 5 G 氏、スペイン、イタリア及びポーランド政府並びに欧州委員会は、加盟国の監督官庁は、たとえウェブページの作成者に対して事前又は同時に何らの接触をしていない場合であっても、直接検索エンジン提供者に対して検索結果一

覧及びメモリーから当該第三者が公表した個人情報削除することを命じることができる」と主張した。さらに、G氏、スペイン及びイタリア政府並びに欧州委員会は、当該情報が適法に公表され、未だに元のウェブページに存続しているという事実は、同指令に基づく検索エンジン提供者の義務に何ら影響を与えないと主張した。一方で、ポーランド政府は、この事情は、検索エンジン提供者を義務から解放するものであると主張している。

6 6 まず、同指令1条及び前文10項から明らかなように、同指令は、個人情報の処理に関する自然人の基本権及び自由（特にプライバシー権）に対する高度の保護を目的としている。

6 7 同指令の前文25項によれば、同指令による保護の原則は、まず、個人情報の処理を行う者に課される義務（特に、データの質、セキュリティ技術、監督官庁への通知、処理が行われる状況に関するもの）の中に反映されており、また、処理の対象となる情報主体がそのことの通知を受ける権利、情報を確かめる権利、訂正を求める権利、特定の状況下で異議を述べる権利の中にも反映されている。

6 8 当裁判所は、以前、同指令の条項が基本的自由（特にプライバシー権）を侵害する可能性のある個人情報の処理に関する事項を規制している場合には、同指令は、判例法によって当裁判所が監視すべきものとされている「法の基本原則」の一部となるから、欧州人権憲章で保障されている基本権と適合するように解釈されなければならないとの判断を示している（C-247/99）。

6 9 欧州人権憲章7条は私的生活を尊重される権利を保障しており、また、欧州8条は個人情報保護される権利を明確に保障している。8条2項及び3条は、①このような情報が公正に、特定の目的のために、情報主体の同意又は法に規定された根拠に基づいて処理されなければならないこと、②全ての情報主体が収集された自身の情報にアクセスする権利及び情報を承認する権利を有していること、③これらのルールの遵守は独立した監督機関によって監視されなけ

ればならないことを定めている。そして、これらの要求は、特に同指令 6 条、7 条、12 条 14 条及び 28 条で実施されている。

- 7 0 同指令 12 条 b は、加盟国が、全ての情報主体に対し、管理者に、指令に適合しない情報の処理に関して（特に不完全又は不正確な情報を理由とする場合に関し）、当該情報の訂正、消去又はブロッキングを求める権利を保障することを定めている。同指令 6 条 1 項 d で同指令の要求水準が満たされていない状況を列挙しているが、これは例示であって排他的なものではないから、情報処理の不適法性（情報主体に対して同指令 12 条の権利を与える可能性のあるもの）は、情報処理者が同指令上のその他の義務に違反した場合にも生じ得る。
- 7 1 その関係で、同指令で許容された例外を除き、全ての個人情報の処理は、まず、同指令 6 条に定められた情報の質に関する原則に適合していなければならないのであり、また、同指令 7 条の個人情報処理の基準にも適合していなければならない。
- 7 2 個人情報の管理者は、個人情報保護指令 6 条の下、また、加盟国が歴史的、統計的、科学的目的のために特別に置くことができる条項に反しないように、個人情報「公正かつ適法に」扱われること、「明白かつ適法な特定目的のためだけに収集され、その目的に反して扱われないこと」、「目的との関係で、適切で、関連性を有し、過度でないこと」、「正確で、必要な場合には改訂されること」、そして最後に「収集及び処理の目的に必要な限度でのみ個人が特定できる形式で記録されること」を確保する役目を負っている。この義務との関係で、個人情報の管理者は、当該基準に適合しない情報が削除又は改訂されることを確保するための全ての合理的な手順を踏まなければならない。
- 7 3 同指令 7 条の下、基本事件で問題となっているような検索エンジンの提供者による情報処理に関する法規制に関し、このような情報処理は、同指令 7 条 f の適用範囲に入る。
- 7 4 この条項は、情報を取得した管理者、第三者又は当事者が適法な関心に基づ

く目的のために情報処理を行った場合には、このような関心が同指令1条1項に基づく保護を求める情報主体の基本権又は自由権（特にプライバシー権）に優越されない限り、当該情報処理を許容することを定めたものである。したがって、同指令7条fの適用は、欧州人権憲章7条及び8条に定められた情報主体の権利を考慮に入れた上で、相対する権利及び利益の衡量を必要とする。

7 5 当該情報処理が同指令6条及び7条に適合するかという問いは、同指令12条bの要求との関係で判断されることになるが、情報主体は、特定の条件下では同指令14条1項aに基づく異議権も行使することもできる。

7 6 同指令14条1項aの下、加盟国は、情報主体に対して、少なくとも同指令7条e及びfに該当する場合には、国内法で異なる定めをしていない限り、いつでも自身に関する個人情報の処理に関して法の要件水準を満たすことを要求するために異議を述べる権利を保障しなければならないとされている。同指令14条1項aの下で行われる利益衡量は、情報主体の周囲の全ての状況に関して、より詳細な要素を考慮に入れることとなる。当該異議が正当なものである場合には、管理者による情報処理は、もはや当該情報を対象とすることができない。

7 7 同指令12条b及び14条1項aの要求は、情報主体から管理者に対して直接行うことができ、管理者はその主張を真摯に検討する必要がある、主張が理由ある者の場合には当該データの処理を中止しなければならない。管理者が要求を容れない場合、情報主体は、当該要求を監督官庁又は司法機関を通じて行うことができ、監督官庁又は司法機関は、必要な審査を行った上で、要求に理由がある場合には、管理者に対して適切な手段を命じることになる。

7 8 この関係で、同指令28条3項及び4項から、全ての監督官庁が、個人情報の処理に関する権利及び自由の保護についての全ての苦情を取り上げなければならない義務を負っていること、当該要求に関する調査権限を有し、また、情報のブロック、消去又は破壊若しくは当該処理に対する一時的又は永続的な

禁止といった実効的な権限をも有していることが明らかであることも指摘しておくべきである。

79 情報主体が監督官庁又は司法機関に対して基本事件で問題となっているような申立てを行った場合には、以上の見地に照らして、情報主体に関する同指令の条項を解釈適用しなければならない。

80 まず、本判決36条ないし38条で述べたとおり、基本事件で問題となっているような検索エンジン提供者による個人情報の処理は、個人名による検索が行われた場合に全ての利用者に対して検索結果を表示することで個人に関するインターネット上の情報（情報主体の私的生活の多くの側面に関係し得るものであり、検索エンジンなしでは結合し得ないか、それが難しいもの）の体系化された概観を提供し、詳細なプロフィールを提供するものであるから、情報主体のプライバシー及び個人情報の保護に関する基本権に重大な影響を与えるものである。また、情報主体のこれらの権利に対する干渉の影響は、近代社会においてインターネット及び検索エンジンが果たす重大な役割（このような検索結果をどこからでも取得可能にすること）によってより強められている（C-509/09, C-161/10）。

81 基本権への影響の潜在的な重大性に照らせば、これらの活動が、検索エンジン提供者の単なる経済的利益によって正当化されないことは明らかである。しかしながら、問題となっている情報によっては、検索結果からのリンクの削除はインターネット利用者が当該情報にアクセスする利益にも影響を与えかねないものであるため、基本事件で問題となっているような状況においては、特に利用者の利益と、情報主体の欧州人権憲章7条及び8条に基づく基本的権利との間の公正な衡量が必要である。これらの条項で保護されている情報主体の権利は、一般的に、インターネット利用者の利益を上回るものであるが、しかしながら、このバランスは、特定の場面では、当該情報の性質、情報主体の私的生活への影響の度合、当該情報にアクセスすることによる公共の利益（特に

情報主体の公共生活で果たしている役割との関係での公共の関心の度合)に基づいて判断される。

- 8 2 基本事件で問題となっているような申立てがあった場合、監督官庁及び司法機関は、同指令 1 2 条 b 及び 1 4 条 1 項 a の要件の判断を行い、理由がある場合には、ウェブページを作成した第三者に対して当該情報を削除することを求める実効的な手段を用いない場合であっても、検索エンジンの提供者に対して、個人名に基づく検索結果一覧から、第三者が発行した情報主体に関する情報を含むウェブページへのリンクを取り除くことを命じることができる。
- 8 3 本判決 3 5 ないし 3 8 で述べたとおり、検索エンジンの活動の一環として実行される情報処理はウェブページの制作者のものとは区別される付加的なものであり、情報主体の基本権に影響を与え得るものであるから、検索エンジン提供者は、個人情報の管理者として、同指令の保護が完全となるように、その責任、権限及び能力の枠組内で、個人情報の処理が同指令の要求に合致していることを確保する義務を負っている。
- 8 4 情報が他のサイト上で複製されることの容易性及びウェブページ作成者が必ずしも EU 法の対象者ばかりではないという事実を考えると、検索エンジン提供者への要求のために事前又は同時のサイト開設者による当該情報消去を必要とすれば、情報利用者の効果的かつ完全な保護は達成され得なくなる。
- 8 5 それだけでなく、ある状況下では、ウェブページ作成者による個人情報の処理は同指令 9 条に基づく専ら報道目的のためのものとして正当化されるものの、検索エンジンの場合には同条の要件を満たさないという場合もあり得るのである。したがって、情報主体が、ウェブページ作成者ではなく、検索エンジン提供者に対してのみ、同指令 1 2 条 b 及び 1 4 条 1 項 a に基づく権利を行使することは許容されている。
- 8 6 最後に、同指令 7 条に関して、ウェブページへの個人情報の掲載を正当化する根拠は、検索エンジンの活動にまで必然的に及ぶわけではないばかりでなく、

同指令 7 条 f 及び 1 4 条 1 項 a の下で行われる利益の検討も、それが検索エンジンの提供者のものか、ウェブページ作成者のものかで、両者の情報処理を正当化する法的利益は異なるし、情報処理の結果が情報主体（特にその私的生活に与える影響）に与える影響も異なるのであるから、別個のものとなり得る。

8 7 実際、個人名による検索結果の一覧の内容（ウェブページ及びそれに含まれる情報）は、個人名による検索をした全てのインターネット利用者にその情報へのアクセスを容易にしておき、その情報の流通に重要な役割を果たしているから、情報主体の権利に対して、ウェブページ作成者の情報処理よりも重大な影響を与え得る。

8 8 以上の次第で、質問 2 c 及び d に対する回答としては、同指令 1 2 条 b 及び 1 4 条 1 項 a は、これらの条項に規定された要件を満たしている場合にはそれらに規定された権利を保障するため、あるウェブページの名前や情報が適法に掲載されており、あらかじめ又は同時に元々削除されない場合であっても、検索エンジン提供者は、個人名による検索の結果一覧から、第三者が作成し、当該人物に関する情報を含むウェブページへのリンクを削除する義務を負うと解釈されるということになる。

(別紙 3)

忘れられる権利について

(判決 89 項ないし 99 項翻訳)

- 89 質問 3 において、付託裁判所は、要するに、個人情報保護規則 12 条 b 及び 14 条 1 項 a は、情報主体に対して、検索エンジンの提供者に、情報主体の個人名での検索結果の一覧に第三者が適法に作成した情報主体に係る真実の情報を含むウェブページへのリンクが表示される場合、当該情報が情報主体に偏見を与えるものであるとの理由又は情報主体が一定期間経過後に当該情報が忘れられることを望んでいるとの理由で、当該リンクの削除を要求する権利を与えるものと解釈されるべきかを問うている。
- 90 グーグル、ギリシャ、オーストリア及びポーランド政府並びに欧州委員会は、この質問に関し、消極的に回答している。グーグル、ポーランド政府及び欧州委員会は、この点に関し、同規則 12 条 b 及び同規則 14 条 1 項 a は、問題となっている情報処理が同規則に反する場合又は具体的な状況に照らして法的な基礎が存在する場合にのみ、情報主体に権利を与えており、単に、情報主体において、当該情報が偏見を引き起こすものだと考えているとか、その情報を忘れてほしいと願っている等という理由で権利を付与するものではないと主張している。ギリシャ及びオーストリア政府は、そのような場合、情報主体は、問題となっているウェブサイト作成者に対して要求すべきであると主張している。
- 91 G 氏、スペイン及びイタリア政府は、検索エンジンを通じた情報の拡散が情報主体に偏見を与えるものであり、かつ、その個人情報保護の権利やプライバシー権（忘れられる権利を含む。）が、情報提供者の法的利益及び情報の自由に関する一般的利益に優越するときには、情報主体は検索エンジン提供者に対して検索結果に対する異議を述べることができると主張している。

- 9 2 同規則 1 2 条 b (その適用の要件は、個人情報の処理が規則に反していること) に関し、以下のことを再確認すべきである。すなわち、本判決 7 2 項でも述べたように、規則違反は、当該情報が不正確なときのみ生じるのではなく、特に、当該情報が当該情報処理の目的との関係で不十分、無関係、過度である場合、情報が古くなっている場合、又は、歴史的、統計的、科学的目的もないのに不相当に長く残されている場合にも生じる。
- 9 3 同規則 6 条 1 項 c ないし e の条件に照らせば、当初は適法であった正確な情報に関する処理も、時の経過によって、それらの情報がもはや収集及び処理の目的のために不必要になって、規則に適合しなくなることがあり得る。このことは、特に、時の経過によって、目的に照らし、不十分、無関係、関係性の消失、過度となった場合にいえる。
- 9 4 したがって、情報主体の個人情報保護規則 1 2 条 b に基づく要求に関し、もし、個人名による検索結果に第三者によって適法に作成された情報主体に関する正確な情報を記載したホームページへのリンクが含まれることが、その時点において、全ての状況に照らして検索エンジン提供者によって行われる当該情報処理の目的との関係で不十分、無関係、関係性の低下、過度となっており、個人情報保護規則 6 条 1 項 c ないし e に適合しない状態になっているのであれば、検索結果一覧の情報及びリンクは削除されなければならない。
- 9 5 個人情報保護規則 1 2 条 b に基づき、規則 7 条 f の条件を満たさないとの主張に基づく要求、及び、同規則 1 4 条 1 項 a に基づく要求に関する限り、いずれの場合も、個人情報の処理は、当該情報処理が行われている全期間を通じて、規則 7 条の要件を満たさなければならない。
- 9 6 以上によれば、基本事件で問題となっている情報処理に関する要求を審理する場合、特に、情報主体が、情報主体の名前に基づく検索を行った時点で、結果画面においてもはや彼の名前とリンクされるべきでないという権利を有しているかという点が検討されなければならない。なお、その関係で、その権利

の有無を判断するために、当該情報の内容が情報主体に偏見を与えるものである必要はないことを指摘しておかなければならない。

9 7 情報主体は、欧州人権憲章 7 条及び 8 条に基づく基本権によって当該情報を検索結果の内容として公共に提供されるべきでないと主張できるのであるから、本判決 8 1 項でも述べたように、当該権利は、原則として、検索エンジンの提供者の経済的利益を上回るのみならず、インターネット利用者が個人名による検索によって当該情報にアクセスする利益をも上回る。しかしながら、例えば、当該情報主体が公的生活において果たしている役割等の特定の理由により、当該情報に対して個人名の検索結果としてアクセスすることによる公共の利益が上回っており、情報主体の権利への制限が正当化される場合には、この限りではない。

9 8 本件の基本訴訟で問題となっているような、個人名でのグーグル検索をすると、情報主体に言及している広告及び社会保障費返還の不動産競売に関する新聞紙面記録へのリンクが表示されるといった状況に関しては、当該記事が有する情報主体の私的生活に関して影響が大きいこと及びその最初の発行が 16 年前であることに鑑み、情報主体は、当該リンクがもはや検索結果に表示されるべきでないと主張できる権利を有するというべきである。したがって、当該事案において、情報主体の利益よりも当該情報にアクセスすることによる公共の利益が上回るという特段の事情はないから、情報主体は、個人情報保護規則 12 条 b 及び 14 条 1 項 a に基づき、それらのリンクの削除を求めることができる。

9 9 前述の検討により、質問 3 に対する答えは、個人情報保護規則 12 条 b 及び 14 条 1 項 a は、これらの条項に基づく権利の有無を判断する場合には、特に、情報主体において、情報主体に関する当該情報に対してその時点においてもはや個人名による検索結果表示画面でリンクされるべきでないと主張できる権利を有するか否かという点で判断すべきであり、当該権利の有無の判断に際し

ては、当該情報が情報主体に偏見を与えるようなものである必要はないということになる。情報主体は、欧州人権憲章7条及び8条によって、当該情報がもはや公開されないことを要求することができるところ、これらの権利は、原則として、検索エンジン提供者の経済的利益のみならず、個人名による検索によって当該情報にアクセスする利益を上回る。しかし、情報主体が公的活動において果たしている役割等といった特段の事情がある場合には、情報主体の権利に対する制限が、インターネット利用者が当該情報にアクセスする公共の利益によって正当化されることがある。

以上

(別紙2)

平成26年5月22日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

少年刑務所訪問報告

この度、ベルギー王国内の少年刑務所を訪問し、施設を見学するとともに、職員及び受刑者と話をすることができましたので、下記のとおり、概要を報告します。

記

第1 はじめに

1 訪問施設

Gesloten Federaal Centrum Tongeren (連邦政府トンゲレン閉鎖施設)

(通称 Jeugdgevangenis Tongeren (トンゲレン少年刑務所))

2 日時

平成26年5月22日午前10時から午後1時まで

3 同行者

氏

第2 施設概要

連邦政府トンゲレン閉鎖施設(以下「本件施設」という。)は、2009年1月29日に、少年受刑者¹の受入れのために新設された新しい刑事施設である。

¹ ベルギーの少年法 (Youth Protection Act) は犯行時18歳未満である事件に適用され、裁判時に18歳になっている者の事件についても同法に基づき処理される。少年事件は、まず少年裁判所(第一審裁判所の部署)に送致され、少年裁判官が刑事処分相当と判断した事件のみが通常の刑事手続に送致される。

ただし、建物自体は、過去に存在したトンゲレン刑務所（1844年に設立され、2006年に閉鎖された刑務所）の施設を改装して利用している。なお、同建物は、中世には修道院だったもので世界遺産に登録されており、刑務所として利用していない期間中には矯正に関する博物館として利用されていた。

本件施設は、連邦政府法務省の管轄下にある。しかし、現在、連邦政府から共同体政府に対する法務行政の委譲を含む国家改革が進行中であり、同改革終了後は、フランドース政府の管轄となる予定である。

第3 所長による説明

1 収容人数について

本件施設は定員34名（居室数34室）であるところ、現在40名が入所しており、定員超過の状況にある。2009年11月の開所当初は、少年受刑者のみを受け入れており、余裕のある運用ができていた。しかし、ベルギーの刑務所は慢性的に定員超過状態であるため、2013年1月16日から本件施設も比較的若年の受刑者を受け入れることになり、その結果、定員超過となった。

現在、本件施設では、1居室に2名以上の受刑者が就寝している上、受刑者一人当たり居室面積が7平方メートルしかないため、受刑者の人権に係る国際条約に違反している状態になっている。運営者としても改善の努力はしているが、予算上の理由に加え、本件施設が世界遺産に登録されているため改築手続が煩瑣であることから、迅速な対応が行えていない。

本件施設の受刑者数が比較的小規模なのは、トンゲレン刑務所が設立された19世紀には、刑務所を宗教的な悔悟をする場ととらえていたためである（だからこそ、建物も修道院を転用した。）。

2 収容者について

受刑者の性別は、全て男性である。女子少年受刑者は、極めて人数が少ないことから専門のプログラムを提供できる刑務所がないため、ベルギー各地の成人女性を対象とする刑務所に収容されている。

フランダース地方の出身者が大半であるが、移民家庭出身である等の理由でベルギー以外の国籍の者もいる。全ての収容者とオランダ語での意思疎通が可能である。

最年少は16歳で最高齢は26歳であるが、18歳及び19歳が全体の約7割を占める（この者達は、少年法の対象となった者達である。）。居室を共有させなければならない場合、年齢の離れた者同士を同一居室にするのは、両者の合意がある等の例外的な場合のみで、原則として、同年齢の者同士を相部屋にしている。受刑者の刑務所間での移動はよくあることで、本件施設でも、20代中盤になった受刑者は、他の施設に移動される。

刑期の長さについては、3年以下の者から20年を超える者まで様々であるが、平均値中央値ともに5年から7年の範囲に入る。なお、刑期の3分の1経過時点で、仮釈放の審理を受けることが可能であり、重大な犯罪であっても、刑務所内の生活及び被害者対応等に問題がなければ、所在把握のための電子タグ装着を条件に、仮釈放が許可されることが多い。

犯罪の種類としては、強盗、傷害、殺人、性犯罪、財産犯の順であるが、各人数にそれほど大きな差はない。

3 処遇について

ベルギーでは18歳まで義務教育が続くので、義務教育年限の者については、懲役作業ではなく、学習をさせることになる。そのため、その他の成人とは全く異なる処遇を行うことになる。

本件施設内では、違反行動は少なく、秩序が維持された状態にあると思う。どのような違反行為があったらどのような制裁を受けることになるかについて基準を明らかにしておくのが当刑務所の方針である。違反者に対する制裁としては、最大9日間の懲罰房内での謹慎、最大30日間の別居室への移動等があり、いずれも所長の権限で命ずることができる。これらの制裁を加える場合に

は、所長自ら受刑者から直接話を聞き、直接言渡しをすることを心掛けている。

4 修復的司法の実践について

被害者加害者対話手続等の修復的司法サービスは、入所時に配布する紙媒体の資料、映像資料、社会アシスタントによる個別の説明等によって周知されている。受刑者が望めば、NGOと連絡を取り、被害者の同意があれば、刑務所内で手続を行うことになる。その場合、被害者に刑務所内に入ってもらい、手続を行うことになる。

第4 施設見学

所長の引率により、所内施設を見学した。冒頭、ベルギーでは、法律で、受刑者に対し、できる限り刑務所外と同じ生活をさせることを保障していることが説明された。以下に紹介するとおり、我が国の刑務所と大きく異なる点もあった。

1 監視体制一般について

二重扉、監視カメラ、金属探知機等、ハード面に関しては日本の刑務所とほとんど変わらなかった。

職員については、定点から全体を監視している刑務官の他、フロアを自由に動き回る刑務官がいた。受刑者も居室外を自由に移動できるところ、刑務官と受刑者とが非常にフレンドリーに接していたのには驚かされた。受刑者は男性のみだが刑務官に女性が含まれていること、染髪や入れ墨等のために日本人の感覚からは派手に見える外見の刑務官が多いことは、印象的であった。

2 居室について

共用スペースである廊下を取り囲むように、1階と2階に受刑者の居室が配置されていた。受刑者の居室は、全て独房用の作りであり、雑居房は存在しない。ただし、一部の居室は、定員超過のため、受刑者2人の共用となっている。

受刑者の居室は7平方メートルということだったが、当職の感覚的には、日本の独房に比べてかなり広いように感じた。しかし、2人で共用する場合には、

圧迫感を感じるように思う。

居室内には、ベッド、掲示板、机、テレビ、電子レンジ、冷蔵庫、トイレ、鏡台付き洗面台、トイレが設置されていた。雑誌、書籍及びゲーム機の持ち込みは自由で、ほとんどの居室で、ソニーのプレイステーション及び任天堂のWiiといったゲーム機を見かけた。また、大学の通信課程を履修している受刑者も多いらしく、かなり熱心に勉強している様子の机もあった。

居室内の照明のスイッチが居室にあるのは、非常に印象的であった。翌日の刑務作業又は学科に差し障りがなければ、自己判断で何時まででも起きていることもでき、周囲に配慮さえすれば、一晩中テレビを見るのも、ゲームをするのも自由とのことであった。所長によれば、後述する受刑者の権利との関係もあるし、出所後は全て自分で管理することになるため、自ら生活を管理させておかないと、出所後に生活を崩すことのために、自ら生活管理をさせているとのことであった。

3 その他施設について

居室の並びにトレーニングルームが2部屋設けられていた。受刑者達は、週に1回30分間、2人組で同室を利用することができるそうである。所長によれば、本件施設開所当時は、トレーニング用ウェイト等が凶器になり得ることから、安全上の懸念を持っていたそうであるが、全く問題なかったとのことである。刑務官の中には、トレーニングインストラクターの資格を有する者も多いそうで、むしろコミュニケーションの向上に役立っているとのことであった。

屋外活動のために中庭が設けられているが、スペース的には、バスケットボールコート程度でやや狭く感じた。屋外活動のための時間をとっているが、日向で話をしている者が多い。なお、刑務官の個人情報をお教えるのは禁止だが、受刑者同士が連絡先をお教え合うのは自由とのことであった。禁止しても監督できないと思われるし、そもそも、刑務所の中であっても人間関係を築くのは、受刑者の重要な権利であると考えているとのことであった。

4 食事について

毎月一定額の予算が調理担当職員に対して支給され、同人は、その範囲内で、自由に献立を作ることができるそうである。クリスマスやイースター等には、特別な料理が出されるとのことであった。

調理担当の受刑者もいるが、包丁等を使うため、最も成績のよい受刑者を割り当てているそうである。刃物の管理体制については、電子的に厳重に管理されていた。これまで、調理室内で管理上の事故が発生したことはないとのことであった。

5 懲罰房について

懲罰房は、日本のものと同様、ベッド、流し台及びトイレのみの部屋であった。壁はコンクリートのままであったところ、予算、世界遺産にともなう改築制限等のために、日本のような緩衝材設置が未了であるとのことであった。

自傷行為者に対しては、拘束具を使用することもあるとのことだった。

6 面会施設について

面会については一日2回までで、最低でも週3回までが権利として認められているとのことだった。原則として、ソファの並べられた面会室内で、職員による常時立会を伴わない面会が可能であるとのことだった。

当職にとって非常に印象的だったのは、18歳以上の受刑者については、法律上、最低月1回90分間の配偶者又は交際相手との時間を持つ権利が認められており、ワンルームマンションのような部屋で、職員による一切の干渉なく（監視もされない。）、時間を過ごすことができるとのことだった。所長、刑務官、裁判官、当職が依頼した通訳を含め、あまりにも当然のこととして話合われているのには驚かされた。日本の状況を問われたので、日本ではそのような面会方法は一般的でないと思うと返答したところ、方針に一定の理解を示された上で、しばらく、子孫を残す権利や、罪を犯していない配偶者が夫婦生活を送る権利といったものについて議論をした。

7 受刑者との対話

2人で共用している居室を見学する際、受刑者（成人になってから罪を犯した者）が在室中だったため、彼らと直接会話することができた。当職の経験上、日本の刑務所を訪れた際にもそのような経験はなかったので、大変驚いた。

まず、所長をはじめ複数の刑務官がいる状況で、彼らは、ベッドに座ったまま会話をしており、非常にリラックスしているのが印象的であった。突然のことで予期していなかったため、なかなか質問できなかったのだが、刑務所内の生活について質問すると、窓が小さいことに不満を持っているとのことだった。当該受刑者らは、メッヘレン刑務所から移動してきたらしく、同刑務所は非常に明るかったそうである。それに対して、所長が、世界遺産による改築制限等を説明した上で、その件に関しては申し訳なく思っていると返答したのも非常に印象的であった。そもそも、当職の感覚では、同刑務所は窓も多く非常に明るいように感じていた。また、所長と受刑者との関係性も、小規模刑務所故であろうが、非常に親しいように感じられた。

第5 所感（受刑者の権利）

既に述べたとおり、ベルギーでは、法律上、受刑者に対して、できる限り、日常生活と変わらない生活を送る権利が保障されている。そして、ベルギーでは、懲役刑の本質を①移動の自由の制限と②刑務作業（成人者）又は学科の強制（未成年者）に純化して理解しているようであり、刑務所内の処遇に関する基本的な考え方は、日本のものとは大きく異なるように感じた。欧州の中心という土地柄であろうが、所長をはじめ職員が、ベルギー国内法だけでなく、E.U.人権法、国際人権法にも度々言及しているのが印象的であった。

「懲役」というものの本質について、あらためて考える必要があるように感じた。受刑者の中には被害弁償未了の者もいるとのことであり、そのような者が一定時間の刑務作業又は学科の後一晩中テレビゲームをするという状況には、当職にとって若干違和感があったのも事実である。刑罰の内容は、受刑者の人

権保障という枠内で、国民感情や文化的背景に基づくものであるべきと考えるので、受刑者の生活にどこまで制限を課されるべきかについては、基本的には憲法の範囲で国民が決める問題であると思われるが、我が国の国民がベルギーの刑務所の処遇をどのように感じるかについては非常に興味深いと思った。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏名 倉 重 龍 輔	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 ベルギー王国 ルーヴェン・カトリック大学
提出書面 平成26年7月8日付報告書簡 別紙1「刑務所訪問報告」、別紙2「ハーグ訪問報告」		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月4日～平成26年7月2日）		
平成26年6月 5日	面談（ベルギー選挙結果）	
10日	Beveren刑務所	
15日	ベルリンのユダヤ人博物館見学	
17日	日本人法学研究者（EEA研究会）と交流	
19日～	EFTA裁判所20周年記念シンポジウムに参加	
20日		
24日	ベルギー高等司法評議会訪問	
26日～	ハーグ訪問	
27日		
7月 3日	欧州委員会職員と面談	
キーワード ベルギー政治 差別問題・移民問題 EFTA裁判所		

平成26年7月8日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

第1 はじめに

前回報告のとおり、5月25日のベルギーの統一選挙の結果、新フランドル同盟（フランダース地方の独立を目指す政党）が第一党となった。国王は、同月27日、同党党首 Bart De Wever 氏を組閣担当者（連立交渉のまとめ役となる人物）に指名したが、同氏は、数度の交渉期限延長を経て、自身による連立交渉が不可能であることを国王に報告した。国王は6月24日に同氏を組閣担当者の任から解いたが、その後進展はない。今後の展開に関し、前回選挙後の541日間を超える政治的空白期間が生じる可能性があるとの見方もある。

ところで、選挙前日である5月24日、ブリュッセルのユダヤ人美術館で乱射事件が起こり、4名の被害者が命を失った。ユダヤ人問題に関心を持ち、急遽ベルリンの世界最大のユダヤ人美術館を訪問することにした。大変意義のある機会だった。いわゆる「ジプシー」の問題やベルギーにおけるイスラム系住民の急増の問題も含め、差別や移民の問題は、欧州の中心で学ぶ以上、決して目を背けてはならないと思う（ドイツを含む欧米で、ヒトラーが現代に復活したという内容の小説〈邦訳題「返って来たヒトラー」〉が長期間ベストセラーになっていることも、極めて興味深い。）

第2 EFTA裁判所20周年記念シンポジウム

EEA（欧州経済領域）の内部には、EU（欧州連合）の他にEFTA（欧

州自由貿易連合) という枠組があり、E F T A も独自の司法機関である E F T A 裁判所を有している。E U と比べて小規模であるため (ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインのみ)、我が国での知名度は低い、E F T A 領域、ひいては E E A 領域における法の統一の面で重要な役目を担う裁判所である。

今回、同裁判所の 20 周年記念シンポジウムが、ルクセンブルクで開催された。我が国からは、[] の引率の下、[]、[]、[] が出席され、当職もその中に加えていただいた。ルクセンブルクでは、欧州司法裁判所及び E F T A 裁判所の裁判官を表敬訪問した後、レセプション及びシンポジウムに参加した。

レセプション会場に向かう途中で迷っていたところ、オーストリア企業連盟の [] に声をかけていただき、その後、同博士が日本通であるというご縁から 2 日間を通じて色々なお話をお聞かせいただいた。E F T A 裁判所の設立交渉担当官であられたフィンランド大使、スイス外交官も紹介いただき (E F T A 裁判所の設立の経緯については、E F T A 裁判所長官の最高裁訪問の企画書にて報告予定)、なぜ E F T A 裁判所の先決裁定は、欧州司法裁判所と異なり拘束力がないのかという疑問にも丁寧にお答えいただいた。

シンポジウムで特に印象的だったのは、欧州司法裁判所法務官 [] の演題が、「裁判官対話 (Judicial Dialogue)」だったことである。欧州では国を超えた裁判官同士の交流が活発で法の基礎概念の統一が進んでいる。国際法の断片化に対抗するという意義もあるが (ハーグで、小和田裁判官は同文脈において裁判官対話の重要性に言及された。)、こういった交流に参加することで、我が国の司法水準の高さを諸外国に発信することも (残念ながら、現状、我が国の司法については、刑事司法における有罪率の高さ、弁護士の偏在等、極めて偏向した情報が蔓延しているといわざるを得ない。)、我が国の司法サービスの国際競争力を高める上でも重要であると考えた。

以上

(別紙1)

平成26年7月2日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

刑務所訪問報告

この度、ベルギー王国内の刑務所を訪問しましたので、下記のとおり、概要を報告します。

なお、提出済みの5月22日付「少年刑務所訪問報告」において、誤った内容の報告をしていたことが判明したため、訂正させていただきます。同書面で、成人受刑者には義務的労働が課されているかのような報告をしてしまいましたが、ベルギーでは、懲役刑は数十年前に廃止されており、禁固刑が最高刑であるとのことでした。不正確な報告をしてしまったことをお詫びいたします。

記

第1 はじめに

1 訪問施設

Gevangenis van Beveren (ベーヴェレン刑務所)

2 日時

平成26年6月10日午前10時から午後1時まで

3 同行者

氏

第2 ベーヴェレン刑務所の概要

ベーヴェレン刑務所は、平成26年2月14日に開所したばかりのベルギー

で最も新しい刑務所である。アントワープ郊外に位置する非常に近代的な建物で、設備は全て最新のものである。

同刑務所は連邦政府法務省の管轄であるが、連邦政府の財政難のため、現時点で刑務所施設の所有権は民間企業にある。連邦政府と民間企業との間でリース契約類似の契約が結ばれており、今後25年間リース料を支払うことで連邦政府に所有権が移転することになっている。所有権移転前は、建物や管理に関する全ての事項について民間企業との折衝が必要となるため、刑務所運営者側としては好ましくない状況のようである。

収容定員は312名であるが、現在は100名程度しか収容しておらず、まだ全面稼働ではない。なお、ベルギーのほとんどの刑務所では収容定員の超過が問題となっているが、ベーヴェレン刑務所では民間企業が所有権を有している関係で定員超過の収容者一人ごとに一定額の追加料金を支払わなければならないため、予算との関係上、同刑務所の収容超過は可能な限り回避されると予想されるとのことである（同刑務所所長談）。

収容施設は男女両方の成人未決勾留者及び成人受刑者に対応できる作りになっている。しかし、現時点では男性受刑者のみ（ただし、上告中の者を含む。ベルギーでは「重罪」に当たる罪の審理については、第1審陪審裁判判決に対して憲法違反、重大な法令違反に基づく破棄院への上告ができるのみである。）が収容されており、今後も男性のみになると予想されている。

職員数は、250名程度で、そのほとんどは連邦政府の職員である（警備、管理等。女性の警備職員も多い。）。教育、就労、出所後の社会調整に関しては、少数のフランドール政府の職員が担当している。同刑務所に特徴的なこととしては、庁舎清掃、炊事等を民間企業に委託していることが挙げられる。刑務所職員だけでなく、蛍光色のベストを身につけた多数の民間人が刑務所内を自由に動き回っていることには、驚かされた。

第3 施設について

新しく非常に清潔な施設である。しかし、ところどころに、受刑者が捨てたばこの吸い殻が落ちている光景には、強い違和感を覚えた。欧米では、近年、刑務所内の矯正教育に実証的な効果はないとの研究結果に基づき、刑務所内ではほとんど矯正教育をしなくなっているようである。しかし、個人的には非常に疑問である。帰国後、実証的アプローチに基づく刑事政策学という分野を研究してみたい。

刑務所内の居室は全て独房である。居室内にはトイレ及びシャワーが完備され、バスルームはドアも閉まる。空調は24時間管理で、民間企業との契約で、1年を通じて18度から25度の間に保たれることになっている。各居室内の照明は受刑者が管理しており、就寝時間及び起床時間は自由である。各居室内には個人用のテレビ及びパソコンが完備されており、フェイスブックやツイッターといったソーシャルネットワークへはアクセスできないものの、インターネットの利用も可能である。月額19ユーロを支払うことで、居室内のテレビでいつでも好きな映画を視聴できるシステムに加入できる。

所内には、フィットネス及び図書館があり、受刑者は自由に利用することができる。また、読みたい本が刑務所内にない場合、居室内のテレビを利用して外部の図書館から取寄せをすることが可能である。

第4 受刑者の生活

受刑者に労働の義務はなく、基本的に刑務所内での生活は自由である。食事は、提供時間内に各自が食堂で自由にとる。刑務所内ではオランダ語が用いられているところ、現時点では、全ての収容者がオランダ語でコミュニケーション可能である。

受刑者の服装は自由であり、刑務所内でも服を購入することができる（刑務所の予算で、中古衣料店から仕入れているそうである。）。ただし、希望すれば官服も提供される。当職の見た限りでは、ほとんどの受刑者が居室内では官服を着用していたようである。衣服の洗濯は、刑務所内のコインランドリーを利

用し、受刑者各自が行う。洗濯から乾燥までで50セントを支払う必要がある(約70円。同じことを刑務所外で行った場合、通常6.5ユーロ程度かかる。)

子供がいる受刑者は、毎週水曜日に子供と触れ合うことができる。室内公園のような場所があり、多くの受刑者の家族が訪れるそうである。なお、この場所でのみ、受刑者は青色のジャケットを着用しなければならない。

一定時間、一切の干渉なく面会者と過ごせる部屋は、最低でも月1回の使用が認められており、現在は収容者数が少ないことからより多く利用できる。相手が16歳以上であれば、どんな者との利用でも許可される。婚姻の有無や訪問者の性別は全く問題にならず、受刑者同士の利用も当然に許される。訪問者が複数名いた事例について(ある日にAが訪問して、直後にBが訪問するような場合)、同刑務所長は、悩ましい問題であったとしながらも、結局許可したそうである。その理由について、同刑務所長は、ベルギーでは16歳以上の者はどのような恋愛をする権利も有していると考えたからであると述べた。収容期間が長い受刑者については、面談者が来なくなることがあり、そのような場合には、受刑者の心のケアが重要になるとのことであった。

懲罰房は、日本のものと非常に似ていたが、壁に緩衝材がある部屋はなかった。懲罰房へは、所長の判断に基づき、最大9日間の収容が可能である。

希望者は、刑務所内での労働が可能であり、賃金は時給1ユーロ程度である(約140円。刑務所外の最低時給は9.12ユーロ(約1270円)。)。ただし、刑務所外からの発注元の開拓は極めて難しいようで、現在刑務所外からの受注は1社のみで、大部分の受刑者は刑務所の整備、炊事等の仕事をしている。

第5 ベーヴェレン刑務所に関する報道

ベーヴェレン刑務所は、現在、ベルギー国内で強い関心を集めており、しばしば報道の対象となる。

1 刑務所内法廷の問題

法務省は、身柄搬送が困難な未決勾留者、受刑者の裁判のため、刑務所内に

2 個の法廷を作った。しかしながら、法務省は、これら法廷を作るに際し、裁判所と事前の交渉を一切しなかった。当然のことながら、多くの裁判官から、同法廷は予断排除の原則、無罪推定の原則に重大な影響を与えるおそれがあるとの批判が噴出し、これまで当該各法廷は利用されていない（ただし、そのうち 1 個の法廷は、受刑者の仮釈放の可否についての判断を行う刑執行裁判所の審理のための法廷であるところ、同裁判においては予断排除、無罪推定は問題とならないことから、9 月頃に利用開始される予定である。）。

今回の見学は、同行した [REDACTED] が [REDACTED]（控訴院裁判官が担当し、一審裁判所判事を陪席にする。）として陪審裁判を担当していることもあり、同法廷の視察を兼ねていた。同裁判官は、陪審員の動線の確認（ベルギーでは法廷外で裁判官と陪審員が接触した場合、それだけで裁判のやり直しとなる。）、マスコミの機材持込みの問題等を確認していたが、利用開始のためには他にもかなり多くの課題があると伝えていた。

2 裁判官らによる刑務所体験

同刑務所が世間の関心を集めたもう一つの理由は、同刑務所が、開所前に、裁判官、検察官、各地の刑務所長、法務省刑務所局長、ジャーナリストを対象に、受刑者体験会を行ったことである。参加者は、週末の 2 日間を、実際の受刑者と全く同じように過ごした。各参加者には、「自傷傾向」、「薬物中毒」等の役割が与えられており、ロールプレイを通じて刑務所の機能を体験したそうである。参加者に対するインタビューはできなかったが、参加者のブログによると、暖房施設がうまく稼働しなかったというトラブルを除くと（翌日体調不良者が出たそうである。）、極めて有益な体験ができたようである。

近年、欧州ではこのような取組が多く行われているそうであるが、ベルギーでは初の試みとのことであった。

第 6 おわりに

当職は、留学期間中、トンゲレン少年刑務所とベーヴェレン刑務所の 2 か所

の刑務所を訪問した。いずれの刑務所も外国人の視察自体初めてとのことであり、非常に貴重な経験をさせていただいた。引率頂いた[]及び許可頂いたベルギー連邦政府には非常に感謝している。

懲役が廃止されているためか、ベルギーの刑務所内処遇は、我が国のものとは大きく異なる印象を受けた。ベルギーで懲役刑が廃止されたのはかなり昔のことらしく、裁判官や刑務官に尋ねても、懲役という概念は自分達にとって歴史上のものにすぎず、よくわからないとの答えであった。ILO条約との関係で、民間受注品を懲役の内容とすることに対して批判が存在することは知っていたが、処遇内容の適否を超えて懲役という制度自体の妥当性を疑ったことがなかったので、非常に勉強になった。

しかし、2か所の刑務所を見学の後、当職としては、受刑者の多くは被害弁償さえ終えていないにもかかわらず、非常に自由な生活を送っており、若干違和感を覚えた。その後、[]と面談した際、かならずしも多くのベルギー国民が現在の処遇を好ましいと考えているわけではなく、刑務所内の治安維持（暴動防止）も現在の自由な処遇の一つの理由になっていることを教えて頂いた。

刑罰のあり方については、前述した実証的なアプローチによる刑事政策学を含め、帰国後、より深く研究したい。

以上

(別紙 2)

平成 26 年 7 月 2 日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

ハーグ訪問報告

この度欧州留学中の判事補有志でハーグの国際機関及び日本大使館を訪問したので、下記のとおり、その概要を報告する。

記

第 1 日時及び場所

平成 26 年 6 月 26 及び 27 日

オランダ国ハーグ市の国際司法裁判所、日本大使館、国際刑事裁判所

第 2 参加者

欧州派遣中の判事補 6 名

第 3 内容

1 国際司法裁判所

(1) 庁舎内見学

国際司法裁判所の情報公開担当部署から庁舎内の案内を受けた。

国際司法裁判所が所在する平和宮という建物は、「国際社会における法の支配」という思想に共鳴したアメリカ人実業家アンドリュー・カーネギー氏の寄付によって建てられた。平和宮内部の調度品は各国からの寄贈品であり、我が国からは西陣織が寄贈されている。四方を当該西陣織で飾られた部屋は「日本の間」と呼ばれており、重要な会議や裁判官の集合写真等に使われて

いる。調度品の中には、キリスト教やギリシャ神話との関係を感じさせるものが多かった。残念ながら、外見上、欧米主導の裁判所という印象を持たざるを得なかった。

なお、平和宮は、カーネギー財団という民間法人の管理下にあり、国際司法裁判所のみならず常設仲裁裁判所の書記官室も所在している。

(2) 小和田恆裁判官講義

小和田恆裁判官から、1時間半にわたって、今後日本の裁判官にとっていかに国際法の知識が必要となるかというテーマでご講義いただいた。その概要は以下のとおりである。

ア 現在裁判官の中で国際法の知識を有している者は少ないと思われるが、今後、国内事件の処理でも、国際法知識は不可欠になる。

イ 国際法、国内法の二元論的な理解は現在では維持できない。17世紀や18世紀頃、主権国家同士の関係が重要であった時代には二元論も妥当したであろうが、19世紀以降、グローバリゼーション（国家同士の関係ではなく、社会と社会とが直接交わっていく状態）が進行すると、もはや国家同士の関係では国際社会は理解できない。国際法問題でも個人を中心に分析しなければならず、もはや国際法と国内法を分離することはできない。

ウ 今後、国際法の内容が日本国内社会に影響を与えることが増えていく。例えば、私法領域では、以前は抵触法（国際私法）のレベルで問題になっていたが、現在では実体法の内容を国際レベルで統一しようという流れになってきている（商事分野、国際仲裁法等）。法内容の統一は、人権分野及び経済分野でも顕著である。

エ 条約や国際司法裁判所の判決と国内法秩序との関係の問題も重要である。日本国憲法98条を分析するとともに、同条に対応する各国の憲法条文を学んでおくべきである。例えば、オランダ憲法では条約が国内法に優先することが定められているが、アメリカ合衆国では州法に優先することが定

められているのみで連邦法との関係では規定がない。また、アメリカ合衆国のアベナ事件判決、欧州のカディ事件判決、ナダ事件判決等海外の裁判例も十分に検討しておくべきである。

日本が国際刑事裁判所への身柄引渡しの可否の判断をする場合等に国際法秩序と人権の問題が生じ得る。あらかじめ、当該身柄引渡の要件及び手続を犯罪人引渡し条約の要件及び手続と対比して検討しておくべきである。

オ （国際法の断片化に関する質問に対して）国際法の断片化の問題は誇張されている側面もあるように感じている。実際にはそこまで大きな問題は生じないのではないか。しかしながら、問題となる場面があるのは確かである。前述のカディ事件、ナダ事件等は、欧州が国際法秩序とは異なる人権概念を主張している事例ともいえる。実は、この点について、論文を執筆したばかりなので、アジア国際法学会会報を確認されたい。

（裁判官対話の重要性に関する質問に対して）裁判官対話は重要であるが、現在国際司法裁判所として公式に裁判官対話を実施しているわけではない。ただし、（小和田裁判官は）個人的にオランダの大学の研究会に出席して欧州の裁判官と交流しているし、非公式なものは多い。

2 在オランダ日本大使館訪問

在オランダ日本大使館児玉禎治裁判官のご案内の下、同大使館で、辻優大使を訪問した。同大使からは、大使館の仕事全般に係るご説明をいただいた。海外の方々との話題作りのためにどのような勉強をされているのか質問をしたところ、芸術鑑賞をすることや小粋なジョークのストックを蓄えることに加え、相手の話に乗っていく技術の大切さ等を教えて頂いた。一方で、たとえ会話がはずまなくとも誠実に仕事をしていれば、最終的に合意に達することができるのであり、会話に関して過度に緊張する必要もないとのことであった。

その後、児玉裁判官から、裁判官の在外公館での勤務に関するお話を聞いた。法律的問題のみならず、ロジスティックを担当することも多いとのこと、

お話を聞いただけでも激務ぶりは容易に想像できた。国際刑事裁判所に関して日本が最大の資金拠出国となっている関係上、同裁判所に関する仕事も非常に重要なものになっているそうである。

3 国際刑事裁判所見学

(1) 施設見学

現在、元々倉庫であった建物を転用した仮庁舎を利用しており、利便性は悪いとのことであった。ただし、各職員には個室が与えられており、当職には全く問題がないように感じられた。2016年には海辺の一等地に新庁舎が完成予定とのことであり、全面ガラス張りの素晴らしい建物になるそうである。この点について、我が国が国際刑事裁判所の予算の20パーセント以上（毎年20億円以上）を拠出していることを考えると、果たしてそのような豪華な建物が必要なのかという疑問を感じた（裁判所の平成26年度の予算は約3110億円であり、そのうち施設費は約140億円にすぎない。もちろん国際刑事裁判所の予算のうち施設費が占める割合もそれほど高くないと思われるが、若干疑問を感じる。）。国際刑事裁判所が重要な役割を果たしていることは事実であり、我が国の財政政策及び外交政策に対して異議を唱えるつもりは毛頭ないが、国際組織の会計についてはしっかりと見守る必要があることを再認識した（オブザーバーとして毎年数千万円を拠出している欧州人権裁判所についても同様のことがいえる。在ストラスブール領事館にも裁判官が派遣されていることから、在外公館勤務の裁判官には、国際的裁判所における我が国の税金の使われ方に関するチェック機能も求められているように感じた。）。

国際刑事裁判所の法廷は、我が国のものと同様、当事者主義訴訟観に基づく配置となっていた（裁判所の前に、検察・被害者席と被告席とが向かい合うように配置されている。）。その取り扱い業務の全てが重大事案であるためか、当事者席と傍聴席との間は厚い防弾ガラスで仕切られていた。

証人保護については、傍聴席との間の遮蔽措置、被告人との間の遮蔽措置、別室での尋問、証人居住地でのビデオリンク尋問といった選択肢がある。事後的保護として、証言後に証人を国外に移住させることもある。

(2) 検察部法律職員の講義

検察部法律職員の [] から、検察部についての説明及び国際刑事裁判所が取り扱った事件についての説明を受けた。

国際刑事裁判所は、ある国家が、ある人物の犯した極めて重大な罪（人道に対する罪、虐殺等）に対して刑罰権を行使しない場合に（補完性の原則）、代わりに刑罰権を行使することを目的に設立された裁判所である。当職としては、ローマ規程（国際刑事裁判所の根拠規定）の加盟国政府が、自国内の犯罪を付託する場合があると聞いて驚いた。国家が自らの刑罰権を放棄しているように見えるからである。そこで、どのような場合にそのような事態が生じるのかを質問したところ、当該国の国内刑事司法制度が未成熟である場合や、政治的理由から当該人物の訴追が難しい場合等が挙げられるとのことであった。

ところで、現在、国際刑事裁判所に日本人職員は8名しかおらず、そのうち [] 1名のみとのことである。前述のとおり、我が国の金銭面での貢献度が極めて高いことに照らせば、非常に少ないといわざるを得ない。 [] によれば、そもそも就職機会の少ない国際刑事法を専攻する人が少ないこと、国際刑事裁判所の職員は5年という任期付きであること等が、不人気の原因と考えられるとのことであった。しかし、内部から国際刑事裁判所の運営（我が国の税金の使われ方）を統制するためにも、日本人職員は一定数必要と考えられることから、公務員の出向等で対応できないか検討する必要があると感じた。

(3) 書記官の講義

[] から、書記官室の所管事務及び

国際刑事裁判所の効率的な事件処理に向けた取組みに関する講義を受けた。なお、ロシアはローマ規程締約国ではないが、国際刑事裁判所職員に国籍要件はないことから、日本人職員よりも非加盟国であるアメリカ合衆国、中国、ロシアの職員の方が多いの現状である。

特に興味深かったのは、被害者・証人保護部門及び通訳・翻訳部門に関する点だった。被害者・証人部門に関し、証人保護のための国外移住については、現在受入国が14カ国（アフリカ5カ国、それ以外9カ国）のみであり、今後開拓の必要が高いそうである。特に、ほとんどの事件はアフリカのものであるところ、アフリカでは家族の構成員が多く、そのつながりも強固であることから、証人を国外に移住させる場合、大きな家族ごと移住させる必要があり、極めて多額の金銭が必要となるとのことであった。そのため、被害者保護のための基金を構築しているそうである。一方、通訳・翻訳部門に関しては、文字を持たないザガワ語の通訳を養成する際の苦労話等を教えて頂いた。少数言語の場合、通訳の能力は不十分なことも多く、当事者から交代を求められることも少なくないらしい。

（４）裁判部法律職員との座談会

裁判部法律職員3名との座談会を行った。

出身国がアイルランド、ドイツ及びアメリカ合衆国ということだったので、国際刑事裁判所における刑事訴訟のとりえ方は、英米法と大陸法のいずれに近いのかという質問をしたところ、実際の訴訟手続は、合議体ごとに異なり、特に裁判長の影響を大きく受けるとのことであった。そのような状況では手続の安定性との関係で問題が生じないかとの質問を続けたところ、実際には問題が生じる程まで大きな違いにはならないとしながらも、これまで国際刑事裁判所で扱った事件数は極めて少ないことから、今後問題が生じる可能性は排除できないとのことであった。

国際裁判と国際情勢、国際政治との関係について質問したところ、やはり

それらを完全に切り分けることはできないとのことであった。ただし、全員が、裁判部法律職員は法律面だけに集中できることから、現在の地位をとても気に入っているとのことであった。

最後に、国際刑事裁判所職員としてどのような人物がふさわしいかを質問したところ、十分な語学力並びに国際法及び様々な法体系についての理解が前提で、性格的にはオープンマインドな人物が好ましいとのことだった。

(5) 尾崎久仁子裁判官との夕食会

国際刑事裁判所尾崎久仁子裁判官、前記 [REDACTED] 及び前記児玉禎治裁判官とともに夕食会を行った。国際機関や大使館での職務に関するお話や、日本の対国際裁判所政策等についてのお話等をうかがうことができた。特に尾崎裁判官はローマ規程の交渉官であられたため、成立過程等に関して非常に参考になるお話を聞くことができた。

第4 おわりに

今回の訪問に当たり、国際司法裁判所、国際刑事裁判所及び在オランダ日本国大使館の方々から多大なご協力をいただいたことを報告する。

ところで、国際司法裁判所や国際刑事裁判所の裁判官には、各国の裁判官も多く就任している。我が国の場合、それらのポストには外務省職員又は国際法学者が就任することがほとんどであるが、将来的には、裁判所からも人材を派遣できるようになることが望ましいと感じた。特に我が国では、民事事件において和解手続が重要な役割を果たしていることや、刑事裁判においても当事者主義の下で両当事者に配慮した訴訟指揮を行っていることから、熟練裁判官のバランス調整能力は国際的に見て圧倒的に高水準にあり、国際裁判の舞台でも大きな力を発揮できると思う（多数の国際機関及び欧州機関を訪問した結果、控え目にいっても我が国の法曹の法律能力は高く、国際法規の習得自体は短期間で可能との印象を持った。）。また、そのような場で、日本の裁判官が活躍することで、我が国の司法水準を国外に宣伝する効果もあると思う。当職は、今

後、国際的紛争解決機関の数は増加すると予測している。そのような時代に、多くの人材を派遣できる裁判所というのも、裁判所のあるべき姿の一つとして検討に値すると思う。

以上